

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号212】

警察において、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体（平成26年3月現在全国48団体）の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行うとともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換などを積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体^{*7}として指定された民間被害者支援団体には、犯罪被害者の氏名や犯罪被害の概要などの情報を提供し、連携を強化して、犯罪被害者支援に当たっている。

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

【施策番号213】

民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体として、都道府県公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」（平成26年4月1日現在、45団体）を指定しており、警察においては、犯罪被害者等に対して適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務などについての情報提供や必要な助言など適切な指導を行っている（P5【相談先整理番号3】参照）。

第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号214】

文部科学省において、道徳教育の一層の充実を図るため、全国の小・中学生に対して「心のノート」の配布を再開した。また、教育再生実行会議の第一次提言を踏まえ、「道徳教育の充実に関する懇談会」を設置し、「心のノート」の全面改訂や教員の指導力向上方策、道徳の新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方などについて検討いただき、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けることなどが適当である旨の報告が取りまとめられた。その報告を踏まえ、道徳の教育課程の改善について中央教育審議会に諮問を行った。また、全面改訂された「心のノート」は「私たちの道徳」として平成26年4月より全国の小・中学校において

使用することとなった。本冊子においては、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような題材を盛り込むなど、生命を大切に作る心を育成する道徳教育の一層の推進を図っている。また、内閣府が作成している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm）においても紹介している。さらに、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中・高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動の取組を支援している。

^{*7} 犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号）第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人である。

宿泊体験活動



提供：文部科学省

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

【施策番号215】

文部科学省において、「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施している。

また、学校における人権教育に関する指導方法の在り方などについて調査研究を行う「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」などを実施し、平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm)をまとめた。

さらに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者が参加する「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催するとともに、独立行政法人教員研修センターにおいて「人権教育指導者養成研修」を実施している。

(3) 学校における犯罪抑止教育の充実

【施策番号216】

文部科学省において、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作

成して、各教育委員会・学校などに配布し、これらを活用して警察との連携の下、非行防止教室の実施をはじめとした犯罪抑止教育の充実を図っている。

(4) 子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号217】

文部科学省において、上記「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施をはじめ、子どもへの暴力抑止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

【施策番号218】

文部科学省において、命の大切さを実感させる意義などを記述している「家庭教育手帳」を文部科学省ホームページへ掲載し(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/2006_techou/mokuji.htm#1)、全国のエducation委員会やPTA、子育て支援団体などが主催する家庭教育に関する講座等での活用を促している。

(6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

【施策番号219】

警察において、教育委員会などの関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養に努めている。この効果を更に向上させるため、警察庁では、文部科学省の後援を得るなどして、全国の中学生・高校生から募集した作文の中から選定した優秀作品の受賞者を一堂に集め、表彰する「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」を平成23年度から開催している。また、あらゆる機会において、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施したり、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義

を行うなど、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運を醸成し、犯罪被害者支援の充実を図っている。

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号220】

法務省において、法教育を推進するための方策について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会を開催している。

平成20年度から、同協議会の下に、私法分野における法教育の在り方を検討するための「私法分野教育検討部会」、小学生を対象とした法教育教材の作成を行うための「小学校教材作成部会」を開催し、それぞれ検討を行ってきたが、平成21年度は、両部会からの報告を受けて、同協議会で、「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」（平成21年5月）、「小学生を対象とした法教育教材例の作成について」（同年8月）を取りまとめ、

法務省ホームページに公表した（<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>）。

現在、新学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育の実践の在り方や、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方について多角的な視点から検討を行うため、学校における法教育の実践状況について調査を実施している。平成24年度には小学校、平成25年度には中学校において調査を行い、その結果を踏まえ、平成25年度には、全国の小学校に対し、法教育に関する教材を配布した。

また、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布することにより、法教育の更なる普及を図った。

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

【施策番号221】

下記コラム13「犯罪被害者週間の実施」参照

コラム13

犯罪被害者週間の実施

犯罪被害者等基本法第20条において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする」とされています。これを受け、（第1次）犯罪被害者等基本計画から、内閣府において、警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の協力を得て、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）における集中的な広報啓発事業を実施することとされ、これは第2次基本計画でもそのまま引き継がれています。

8回目となる平成25年度の内閣府事業としては、12月1日に東京（中央イベント）で「家族を失うということ」をテーマとして家族を殺人事件で失った遺族3名によるパネルディスカッションを開催するなどしたほか、島根県（11月8日）、大分県（11月29日）とも共催で、犯罪被害者遺族からの講演、支援担当者などを含めたパネルディスカッションなどの啓発事業を実施しました。これら開催状況などについては、ホームページ上で公開しております（http://www8.cao.go.jp/hanzai/kou-kei/houkoku_h25/index.html）。





島根大会 展示コーナー



大分大会 基調講演

今年度は、平成22年に決定した「犯罪被害者等支援シンボルマーク」に愛称がなかったため、国民が犯罪被害者等に係る問題をより身近なものとして意識できるようにすること等を目的として愛称を募集したところ、応募作品は2,113点に上りました。この中から、石川県の平良涼夏さんの「ギュっとちゃん」が最優秀作品として、中央イベントにおいて森まさこ内閣府特命担当大臣から表彰されました。

また、平成19年度以降例年のことですが、犯罪被害者等に関する標語も募集しました。平成25年度は応募作品3,570点の中から大阪府の河西英文さんの「支える手 寄り添う心 あなたから」が最優秀作品として選ばれ、同じく中央イベントで森大臣から表彰されました。この最優秀賞作品を用いた犯罪被害者週間のポスター等を全国の地方公共団体に送付し、東京都内であれば、地下鉄や関係諸機関、大学等で掲示しました。

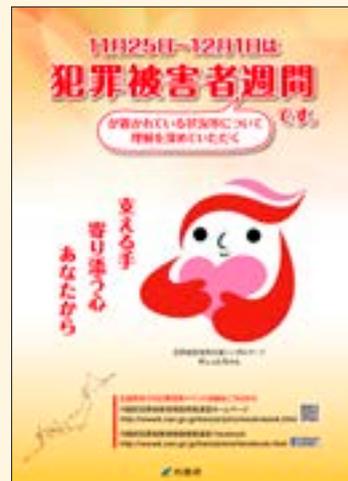
また、今年は、各都道府県が独自に実施された啓発事業についても情報を集約し、内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページやフェイスブックで広報しました。

最終的には、全都道府県で講演会、パネル展示等様々な活動が展開されたところです。

内閣府は、今後も、11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」の広報啓発が、全国をあげての取組として周知が図られるよう努めてまいりたいと考えています。



標語・愛称の受賞者と森大臣



(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

【施策番号222】

ア 内閣に置かれた男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から11月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

東京タワーのパープルライトアップ (平成25年11月12日)

